

第12回世田谷区農業委員会総会

日：令和6年7月31日（水）

場所：区役所東棟9階第5委員会室

第12回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和6年7月31日（水）午後3時から

開催場所：区役所東棟9階第5委員会室

出席の委員：会長 穴戸幸男、会長職務代理者 浦野美枝子、高橋光正、清水希悦、苅部嘉也、井出孝行、長島丈、吉村喜代隆、後藤宏、池田鏡一、森安一、本橋延隆、高橋拓司、矢藤茂、高橋弘行、羽田圭二、真鍋よしゆき、阿久津皇

欠席の委員：高橋哲也、細井誠一、植松智

出席の職員：事務長 梅原文、主事 吉田健彦、主事 関智秋、主事 藤田遼二、主事 下田亮太

都市計画課長 松本賢司、都市計画担当係長 柿澤顕司、主任 斎藤なつみ

会議次第

- 1．開会
- 2．会長挨拶
- 3．議事録署名委員の指名
- 4．議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当なし】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 5．協議事項
 - (1) 東京都市計画生産緑地地区の変更について(照会)
 - (2) 令和6年9月の総会日程(案)について
 - (3) 東京都農業会議『第44回農業後継者表彰』候補者の推薦について
- 6．報告事項
 - (1) 令和6年農家基本調査の実施について
 - (2) ふれあい農園「ブドウもぎとり」「リンゴ・ナシもぎとり」
「栗ひろい」「プルーンつみとり」
「トウモロコシのもぎとり」の開催について
 - (3) 令和6年度「農作業体験塾(秋)」の実施について
 - (4) 都内産農産物等の放射能検査について
- 7．その他
 - (1) 議席替えについて
 - (2) 農業委員会親睦会会計報告及び会費等徴収について
 - (3) 世田谷区農業委員会勉強会
- 8．閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻より少し前ではございますが、ただいまより、第12回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第2号議案の資料がNo.1、No.2となります。続きまして、第3号議案の資料がNo.3となります。協議事項の資料といたしましてはNo.4、No.5、No.6、報告事項の資料はNo.7、No.8、No.9、No.10、その他の資料につきましてはNo.11、No.12となっております。また、当日配付資料といたしまして、資料No.4、東京都市計画生産緑地地区の変更について(照会)、資料No.7、令和6年農家基本調査の実施について送付物一式、東京都農業会議からの区内地区農業委員会研修会の開催について、せたがや営農だより121号、子供向けPRリーフレット、せたがやそだち「わたしたち」を配付しております。資料の不足等はないでしょうか。

それでは、次第の2、会長挨拶から始めさせていただきます。

穴戸会長、よろしくお願いします。

○穴戸会長 (会長挨拶)

それでは、議事に入ります前に、本日、高橋哲也委員、植松智委員、細井誠一委員が欠席ですが、総会が成立していることをご報告させていただきます。

次に、本日の署名委員ですが、苅部嘉也委員、井出孝行委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議題に入ります。

本日は、特例として、次第5の協議事項(1)東京都市計画生産緑地地区の変更について(照会)から協議に入りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、本日は、関係人として都市整備政策部都市計画課の職員が出席しておりますので、紹介をさせていただきます。

まず、松本都市計画課長でございます。

○松本課長 松本でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 担当の柿澤係長でございます。

○柿澤係長 柿澤です。よろしくお願いいたします。

○事務局 同じく担当の斎藤主任でございます。

○斎藤主任 斎藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.4、東京都市計画生産緑地地区の変更について(照会)に関し

ましては、都市計画課より報告をさせていただきます。

議事の順序を変更することをお許しいただくとともに、世田谷区農業委員会総会会議規則第8条の規定による関係人の出席と発言の許可について、皆様の同意をお願いいたします。

○穴戸会長 ただいま事務局から説明がありましたとおり、世田谷区都市計画課職員3名の発言に同意をいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○穴戸会長 異議なしとのことでございます。発言の許可をいたします。

それでは、都市計画課より、協議事項(1)東京都市計画生産緑地地区の変更について(照会)の説明をお願いいたします。

○松本課長 皆様、こんにちは。改めまして、都市整備政策部都市計画課長の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

日頃より、世田谷区の都市づくり、まちづくりにご理解、ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、今年度の生産緑地地区の都市計画変更の内容につきましてご説明に上がりました。追加予定区域の現地調査につきましては、農業委員の皆様にご協力をいただきました。この場をお借りしまして御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、資料No.4に基づきましてご説明させていただきます。

お手元の資料No.4の2ページをご覧くださいませでしょうか。

初めに、1の種類及び面積でございます。区内の東京都市計画生産緑地地区は、今年度の都市計画変更によりまして、471件から5件減少し466件となります。総面積は約81.16haから約0.8ha減少し、約80.36haとなります。

ページをおめくりいただきまして、6ページまでお飛び下さい。こちらが今年度の変更箇所図でございます。▲の記号が削除、●の記号が追加地区を表示しております。

それでは、変更の内容についてご説明いたしますので、資料3ページにお戻り下さい。生産緑地地区の面積は、都市計画上は10㎡単位で取り扱うため、面積の列の一番上の値には「約」と「㎡」を記載しておりますが、以下は「約」と「㎡」は省略しております。第2の表は、削除のみを行う地区の位置や削除面積、備考の欄には「地区の全部」または「地区の一部」を記載しております。一番下には、削除の合計面積を記載しております。箇所数といたしましては15件、合計面積は約1万2880㎡でございます。削除理由といたしまし

ては、令和5年度の1年間に主たる従事者の方がお亡くなりになられたことや、告示日より30年経過したことによる行為制限の解除がなされたもの、また、生産緑地法第8条4項による公共施設の設置によるものでございます。

次に、追加のみを行う地区につきましては、4ページの第3の表をご覧ください。追加件数は13件、合計面積は約4920㎡でございます。それでは、追加のみを行う地区13件の内、主立ったものにつきましてご説明をいたします。追加の種類といたしましては、既存の生産緑地地区に一部追加するものが11件、新規追加が2件となります。

まず、1件目といたしまして、資料の10ページになります。こちらが桜上水2丁目にございます生産緑地番号58番の地区でございます。中央よりやや上ぐらいに位置しているところでございます。資料の31ページ中央には現地写真も載せておりますので、併せてご覧いただければと思います。こちらは、区立緑丘中学校西側約300mに位置する約2740㎡の既存の生産緑地地区に130㎡の区域を追加するものでございます。かんきつ類等の果樹が栽培される予定でございます。この場所につきましては、身近な農地を保全するため、小規模でも隣接街区内の生産緑地が約100㎡を満たせば生産緑地を継続できるとする一団性要件の運用緩和による追加でございます。

2件目のご紹介ですが、資料19ページになります。こちらが岡本3丁目にございます、生産緑地番号784番の地区でございます。図面の右側やや下辺りに位置するところでございます。35ページには現地の写真を併せて載せておりますので、ご確認いただければと思います。こちらにつきましては、新規指定の生産緑地となります。砧公園から東名高速道路を挟んで南側約200mに位置し、約310㎡の区域を新たに生産緑地として指定するものでございます。こちらの生産緑地は、平成29年10月の条例改正に伴う面積要件の引下げにより指定可能となったケースとなります。枝豆、チンゲンサイ、イチジク等が栽培されております。

3件目のご紹介ですが、資料25ページをご覧ください。宇奈根2丁目の783番の地区でございます。図面の中央やや右側に位置しているところでございまして、34ページ下には現地写真も載せておりますので、併せてご覧いただければと思います。こちらも新規指定の生産緑地となります。宇奈根龍王公園の北側約200mに位置し、約380㎡の区域を新たに生産緑地として指定するものでございます。こちらの生産緑地は、2件目にご紹介いたしました岡本3丁目にございます生産緑地番号784番と同じく、平成29年10月の条例改正に伴い指定可能となったケースとなります。トマト、ブロッコリー、ジャガイモ等の野菜が栽培さ

れております。

なお、既存の生産緑地を一部削除したことによる道連れ解除となった生産緑地は、資料の23ページにございます宇奈根1丁目の699番の1件でございます。図面の中央下側の黒くハッチング(塗りつぶし)してあるところになります。この黒塗りの削除区域約650㎡の内、西側から横幅約5mの範囲として約90㎡が道連れ解除となります。こちらは、世田谷区生産緑地地区指定要領細目において、一団の農地等を構成する個々の農地等の面積の下限を100㎡程度と定めておりますが、その面積要件を下回ったことから解除を行うものでございます。

都市計画変更区域についてのご説明は以上となります。

最後に、資料2ページにお戻り下さい。5の今後の予定でございます。令和6年8月8日に世田谷区都市計画審議会へ報告した後、都市計画案の公告を予定しております。その後、都市計画審議会への諮問を経て、11月上旬に都市計画の決定、告示を予定してございます。

生産緑地の指定に関するご説明は以上でございます。

○穴戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご意見がないようですので、本件の協議は終了いたします。

都市計画課職員の皆様、ご苦労さまでございました。

〔都市計画課職員 退室〕

○穴戸会長 それでは、次第4の議案の審議に戻ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとなります。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が1件、第5条が6件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号6-4-2。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No.2 - 1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-8。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続いて、資料No.2 - 2をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-9。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No.2 - 3をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-10。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No.2 - 4をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-11。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No.2 - 5をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-12。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No.2 - 6をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-13。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

○穴戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいで

しょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

続きまして、(3)の第3号議案その他の事項について上程いたします。

今月は、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について4件を審議いたします。

1件目について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○穴戸会長 この件について調査されました高橋拓司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(拓)委員 (委員より、調査内容について報告)

報告は以上です。

○穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 資料No.3-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○穴戸会長 この件について調査されました吉村喜代隆委員、調査結果の報告をよろしくお願いいたします。

○吉村委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○ 穴戸会長 ありがとうございました。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○ 穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○ 穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目の説明を事務局からお願いいたします。

○ 事務局 資料No.3 - 3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について報告)

以上となります。

○ 穴戸会長 この件について調査されました高橋光正委員、調査結果の報告をよろしくお願いいたします。

○ 高橋(光)委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○ 穴戸会長 ありがとうございました。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

○ 池田委員 この竹林は、タケノコ掘りをやっているんですか。

○ 高橋(光)委員 本人が収穫しています。それで、どのように売っているのかと聞きましたら、お得意さんがついているそうです。四、五十人のお得意さんがついていると言われました。確かにこのくらい太いんです。普通、こんなものですよ。ところが、このくらい太いんです。硬いんじゃないかと思ったのですが、これは柔らかいんです。特別な竹なんじゃないかと言ったのですが、先々代から、お蚕が駄目になったときの昭和初期に一般畑から竹林に、クワ畑だったものを竹林にして、だから、特別な竹を京都辺りから持ってきたのではないかと思います。でも、普通の太さの竹もあります。

○ 穴戸会長 ほかにはございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ほかにないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、4件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 資料No.3 - 4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について報告)

以上となります。

○穴戸会長 この件について調査されました後藤宏委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○後藤委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。よろしくお願いいたします。

○穴戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議を終わります。

これをもちまして第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)につきましては、先程都市計画課より説明があり協議は終了しておりますので、(2)の令和6年9月の総会日程(案)について協議をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.5、令和6年9月の総会日程(案)についてをご覧ください。

次回、8月の総会につきましては、8月29日木曜日午後3時から、三茶しゃれなあどホ

ールオリオンでの開催が決定しております。

令和6年9月の開催日時につきましては、9月30日月曜日午後3時から、場所は、8月と同じ三茶しゃれなあとホールオリオンでの開催を予定しております。

以上、ご協議をお願いいたします。

○穴戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご質問がないようですので、総会日程(案)については原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○穴戸会長 それでは、案のとおりに決定いたします。

次に、(3)東京都農業会議『第44回農業後継者表彰』候補者の推薦について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.6をご覧ください。東京都農業会議『第44回農業後継者表彰』候補者の推薦に伴いまして、農業後継者表彰の概要について簡単にご説明させていただきます。

東京都農業会議では、農業後継者がより一層の誇りを持って営農に精進し、地域農業の担い手となり得るよう、毎年、顕彰を行っております。

推薦基準といたしましては、就農後3年以上経過している39歳以下の方で、年間農業収入が概ね500万円以上の方か、候補者本人が認定農業者、または認定新規就農者、あるいは家族が認定農業者であり、本人もいずれ認定農業者、または認定新規就農者になることが見込まれることとなっております。

世田谷区では、各JAを通じてご推薦をいただき、農業委員会における協議を経て、東京都農業会議に推薦書を提出しております。

今回、JA世田谷目黒管内から〇〇さんのご推薦をいただいております。推薦内容等につきましては、資料でご確認をいただきますようお願いいたします。

以上、推薦についてのご協議をお願いいたします。

○穴戸会長 この件について、ご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご質問がないようですので、農業後継者顕彰事業の推薦については、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○穴戸会長 それでは、原案どおり、東京都農業会議に推薦いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(4)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第の6、報告事項について順次説明をいたします。

まず、お手元の資料No.7、令和6年農家基本調査の実施についてをご覧ください。

世田谷区農業委員会におきましては、毎年8月1日現在で区内の農業者の方々の状況を把握する農家基本調査を実施しております。

利用目的につきましては、農家基本調査の主な利用目的に記載してございます3点となります。

調査対象は、世田谷区内に在住し、経営農地の面積が10a以上ある農家、または生産緑地に指定されている農地を保有している農家が対象となります。

その他、送付物につきましては、裏面の3、送付物に記載の から となります。 の調査票につきましては、令和5年8月時点の情報を反映して印刷してございます。変更や訂正がある場合には、各農家さんの方で朱書きで訂正をして提出していただくことになります。なお、調査票につきましては、本日午前中に発送をさせていただいております。

提出期限につきましては、9月20日までとなっており、同封の返信用封筒にてご返送をお願いしております。

なお、農家基本調査の結果につきましては、集計ができ次第、区農業委員会のホームページに掲載予定でございます。

また、本調査とは別に、東京都農業会議から、生産緑地の貸し借りに関する意向調査に関するアンケートへのご協力をお願い、それから、世田谷区からのアンケート調査へのご協力をお願いも同封しております。参考までに、これらの送付物についても配付をさせていただいておりますので、後程ご確認をお願いいたします。

農家基本調査の実施につきましては以上でございます。

続けさせていただきます。資料No.8をご覧ください。報告事項の2件目は、ふれあい農園事業です。「ブドウもぎとり」「リンゴ・ナシもぎとり」「栗ひろい」「プルーンつみとり」

「トウモロコシのもぎとり」の開催についてでございます。内容につきましては、お配りいたしました資料のとおりでございます。周知方法等につきましては、8月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページ等にてご案内をさせていただきます。

続きまして、資料No.9、令和6年度「農作業体験塾(秋)」の実施についてのご案内です。

こちらは、南烏山にございます高橋農園ほか3園で開催されます。生産種別、開催日時、人数、参加費、対象、申込方法等につきましては、記載のとおりでございます。こちらもおふれあい農園事業と同様、8月1日の「区のおしらせ」、区のホームページにて周知をさせていただきます。

続きまして、資料No.10、都内産農産物等の放射能検査について報告をいたします。

こちらは令和6年6月27日付の検査結果でございます。世田谷産の農産物につきましては対象になっておりませんが、いずれの農産物、水産物ともに異常はございませんでした。

事務局からの報告は以上となります。

○穴戸会長 報告事項(1)から(4)についてご質問等がございましたら、お願いいたします。
○井出委員 この基本調査は、毎回、私も回答しているのですがいつも思うんですけれども、これは内容がずっと一緒ですよ。例えばガラス温室・加温とか、今、ガラス温室を造る人なんていないと思うのですが、恐らくこれは調査であまり出ないんじゃないですか。既存の幾つかは見たことがありますけれども、ほとんどが今、ビニールハウスで、ハウス温室、区も奨励していますよね。ですから、そういうのが増えていると思うのですが、調査項目にビニールハウスの加温というのはいないんです。恐らくビニールハウス加温は、調査すればかなりあると思うんです。これは世田谷区の独自の調査ですよ。私もいつもどうしようかと迷っています。ここら辺の変更がもしできればと思うのですが。

○事務局 今、井出委員からお話がございました内容については協議をさせていただきますが、一応、統計的にデータを取っている関係で設問等を変えてこなかったというところもございますので、実態に即したものになるように内部で検討をさせていただきます。あとは、併せて私ども世田谷区のアンケートもございまして、こちらの方もご面倒ですけれども、細かく回答をいただく部分がありまして、こちらの方でまた詳細もお聞きをするような形で、この2つを併せまして、私どもは資料とさせていただいております。設問が多くて申し訳ないと思いつつも、毎年実施を、ご協力をいただいておりますので、そのあたりは内部で検討をさせて下さい。

以上でございます。

○穴戸会長 ほかにご質問はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 質問がないようですので、以上で次第6の報告事項を終了いたします。

続きまして、次第7のその他について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、その他の(1)議席替えでございます。こちらは、皆様、就任をいただいたときにもくじを引いていただいております。農業委員会総会の議席につきましては、年1回くじで定めることが世田谷区農業委員会総会会議規則第7条で定められております。これに従い、この後、皆様に8月の総会からお座りいただきます議席を決定するためのくじを引いていただきたいと思います。議席につきましては、さらにまた1年後に改めてくじにより決定をさせていただくことになりますので、ご承知おきをお願いいたします。

それでは、私どもの方でくじの準備をさせていただきまして、高橋光正委員から順に引いていただきます。それでは、ご協力をお願いいたします。

〔議席抽せん〕

○事務局 では、確認のため、こちらの方で報告をさせていただきますけれども、確認作業の間、この後、勉強会もございまして、ここで10分、休憩を挟ませていただいて、16時5分から再開をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔休憩〕

○穴戸会長 それでは、会議を再開いたします。

議席について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、令和6年8月より7年7月までの席次について、確認のため読み上げさせていただきます。

本橋委員、 森委員、 吉村委員、 植松委員、 長島委員、 矢藤委員、 高橋光正委員、 細井委員、 高橋哲也委員、 高橋拓司委員、 後藤委員、 清水委員、 苅部委員、 井出委員、 池田委員、以上となります。

○穴戸会長 次回以降、指定の議席にお座りいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、(2)以降の案件について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、(2)農業委員会親睦会会計報告及び会費等の徴収について説明いたします。

資料No.12をご覧ください。農業委員会親睦会の令和5年8月から令和6年7月の会計につ

いて報告いたします。収入の部につきましては、前期繰越金、全国農業新聞購読料、親睦会費として18万6463円、支出の部につきましては、全国農業新聞購読料として14万3130円となりました。差引き残額4万3333円につきましては、来期の親睦会に繰り入れさせていただきますので、ご了承下さい。また、令和6年9月から令和7年8月までの全国農業新聞購読料料金につきましては、1年分一括8400円を8月、来月の総会時に集金をさせていただきます。委員の皆様には、できるだけお釣りの必要がないようにご協力をいただけますと助かります。

次に、本日配付いたしました区内地区農業委員会研修会の開催についてをご覧下さい。東京都農業会議が毎年実施しております区内地区農業委員研修会につきましては、今年は8月21日水曜日午後1時30分から午後4時30分まで、オンラインで開催することとございます。当日は、こちらの第5委員会室を会場といたしまして、事務局がオンラインのセッティングを行いますので、ご参加をいただきたくお願いいたします。研修内容は、3、研修項目、(1)から(3)に記載のとおりとなっておりますので、ご出席の方は、8月9日までに事務局にご連絡をお願いいたします。

事務局からのその他については以上となりますが、この後、一般社団法人東京都農業会議の松澤龍人事務局次長がお見えになっております。講師にお迎えしました勉強会を開催いたします。勉強会の資料といたしまして、世田谷区農地管理基準、農業用等施設の設置に関する判断状況に関するたたき台の2つ、また、松澤事務局次長の方でご準備いただいた勉強会資料一式、10種類を配付しておりますので、ご準備をお願いいたします。

以上でございます。

○穴戸会長 ただいま事務局から説明をしていただきましたが、先程の事務局からのお話にもございましたけれども、農業新聞の購読の件ですが、私も全国大会や東京都の大会に出ていますが、ぜひ農業委員の皆様方には購読していただけたらと思いますので、この場をお借りいたしまして、お話しさせていただきます。

それで、今の説明につきましてご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご質問がないようですので、これより勉強会に移ります。

事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局 本日は、大変お忙しい中、一般社団法人東京都農業会議の松澤龍人事務局次長

にお越しをいただいております。本日、松澤様には、農地の肥培管理や納税猶予制度、女性農業者に関する取組等についてご講義をいただくことになっております。改めまして、松澤龍人次長でございます。

○松澤次長 (松澤次長による勉強会の講義)

○事務局 松澤様、本当にありがとうございました。

ご質問等がありましたら、ここでお答えをいただけますか。

○松澤次長 はい、分かる範囲で。

○真鍋委員 この農業用等施設の設置に関する判断状況に関するたたき台ですけれども、作っていった経緯は、生産緑地を持っているけれども、相続税納税猶予を受けようとするときに、何かあったら困るからといって、あれも壊せ、これも壊せというふうにして納税猶予を受けてきたという過去がある訳です。でも、終わってみたら、あれは大丈夫だったとか、こういうことがあるので、事前に農業委員としてはきちっと知っておかないと、要はちょっと判断に迷うものはとか、いや、大丈夫なんだよと言えるかどうかということになったんです。

ところが、見てもらったとおり、あまりにも が多い。これはケース・バイ・ケースという意味ですね。相続税納税猶予を受けた場合にこれがオーケーかどうかというのは多いですね。ということは、これは、正直言って、 のままだと、相談を受けたときに大丈夫ですよとは言えない訳です。要は、相続税納税猶予を受けた生産緑地も生産緑地なんだから同じだといえれば簡単ですけれども、税務署の判断であるとか、そういうケースで非常に悩ましいんです。だから、それぞれ個々で相談して下さいねになる。

では、それだったら、こういう整理をしても何にもならないねということがあって、よりこれを鮮明にしたいなというので、この資料を前期のときに作ってくださった方がいて、だんだんこれを整理してきたというのが今なんです。ましてや、都市農地貸借円滑化法ができて、相続税納税猶予を受けた土地ですら貸すことができ、従事日数も減って、しかも、そこにトイレであるとか、様々なものも、みんな税務署はオーケーを言っているという前例もあって、それならそれでオーケーにすればいいじゃないかとこちらは思う訳です。だから、ここの という部分をいかにきちっと、もうちょっとこんな書き方じゃなくてできるかというのが1つのテーマだと思うので、この辺を、これからはいろいろと国や都と掛け合う中で明確にしてもらいたいという希望があります。

それからもう一つは、直売所です。前に農林水産大臣が相続税納税猶予を受けたところ

は直売所は駄目だと言ったのは、そのときの理由は、オーケーにすると際限もなくそれが広がるとか、要は性悪説みたいな言い方で認められないんだみたいな話だったので、それはおかしいなと思ったのですが、どうも今日のご説明の中では、肉屋さんや魚屋さんの例を出して言われたんです。そもそも生産緑地があって、例えば農林水産省の考えであるならば、地場産業でそこに野菜ができて、そこで消費者に買ってもらって、農業の理解をもっと増やしてもらおうと。それには、ただ畑で作物を作るだけでなく、直売所は畑にあってもいいよねということで、例えば直売所マップなんかも世田谷区は作っている訳です。でも、それは相続税納税猶予ということになれば、絶対駄目なんだと。では、これをどうやって突破するのかというので、例えば一定面積の何%以下とか、どうやって直売所を相続税納税猶予の生産緑地で認めてもらう方向に持っていけるか、これらに何かお知恵があれば伺いたいと思います。

○松澤次長 まず、相続税納税猶予については、東京都農業会議の要望を見ていただけるとわかるとは思いますが、あまりにも厳しいところもあることから、ずっと要望しつづけているんです。でも、なかなか実現ができない。先程の際限なくというのもありますし、フラワーショップ等は良いのか、受けたいという人がいたらどうするんだというのがなかなか突破できないので、そこは引き続き要望していきたいと思っています。

○真鍋委員 これは、全面積の1%以内とか、そういうのはできないんですか。

○松澤次長 いや、多分、直売所の設置そのものに対して、何らかの疑義があるのだと思います。売場みたいなものがある場所は、別に納税猶予を受けなくてもいいだろうというような。だから、そこはずっと要望していますけれども、租税特別措置法という性格上、難しい面がある。支障もありますので。先日も〇〇の案件で、ずっと国税局の担当者やりとりしたのですが、協議を続けて半年間、進展が無く平行線でした。税務当局の理論もあって。でも、改善に向けて突破はしたいと思っています。

あと、整理するというのは正にそうだと思います。例えばQ & A方式でやるとか、ケースを限定して作るというのはあると思いますので、こちらも考えていきたいと思っています。例えば、駐車場所を設けるのは可能という、農作業に必要な駐車スペースであればいいものが、駐車場は全て良いという考えになってしまう方も稀にいらっしゃるの、そこら辺は慎重にやらせていただければありがたいかなと思っています。貴重な意見、ありがとうございます。

○真鍋委員 よろしくをお願いします。

○長島委員 ここ何年も、残渣というのは燃やせないで、今、残渣置場があるんです。もう三、四年ずっと、そういうのがある。畑の奥の方にあるんですけれども、場所的に広くなってきて、そこは耕作できないような状態なんです。やっぱり耕作できないということは、生産緑地にならないのでしょうか。

○松澤次長 それは掘って埋めているのですか。

○長島委員 掘ってやっています。掘ってやっても山になってしまっただけです。

○松澤次長 それは、農業に必要な施設ということで農地として認められるのではないですか。ただ、ほかのいろんな問題が発生するかもしれません。

○長島委員 ただ、耕作できるかとなると、残渣がたくさんあって、ナスとかもなかなか腐らないんです。腐らないというか、固くなっちゃって、それは、もしかして耕作という意味では認められないのでしょうか。

○松澤次長 農業経営に不可欠な施設は農地として認めますとあります。堆肥置場なんかもそうなんですけれども、それは問題ないと思います。環境の問題はよく分からないですけれども、農地法上は農地として問題ないと思います。

○長島委員 分かりました。ありがとうございます。

○井出委員 確定申告についてもいろんな農地では出していますが、売上げということはあまり言わないですね。今日も農地からどれだけ売り上げがあるとか、そういうことは全然関係ないのでしょうか。きれいにやっていけば農業としてはいいのでしょうか。例えば最低限の売上げとか、何にもそういうことは言われませんか。

○松澤次長 ただ、納税猶予の適用を受けている方は3年ごとの証明願では出させていただきますよね。

○井出委員 納税猶予は出していますけれどもね。

○松澤次長 売り上げに関してはバックボーンがないですね。売り上げなくてはならないというのを法律で規定しているわけではないので、ただ売上げがあるというのは制度上の前提になっているとは思いますが。

○井出委員 売り上げに対しては、そんなに厳格ではない訳ですね。

○松澤次長 そうですね、なかなか難しいです。逆に、多摩地域などで、大規模にやっている人は、なかなか手が回らないけれども、こんなに売上げがあるんだと言われる人もいますので、一長一短なのでしょうけれども。それもそれで気持ちはよく分かるのですが、周りとの関係もあるので、適切な管理は必要だと思います。

○井出委員 納税猶予の場合、3年ごとに3年分を提出する必要があるわけですが、それでもね。それも売上げが極端で、例えば1反で数十万円だったら、それはまずい訳なんですか。農業のやり方が悪いとか。

○松澤次長 それはもう個人の方の経営のやり方なので。ただ、都市農地貸借円滑化法で借りる場合は、販売しなくてはならないという規定になっています。販売しなくてもいい場合として、農業体験の取り組みとか、区市が利用するとか、学校が使用するなどがありますが。

○矢藤委員 私の管轄している農地パトロールの範囲にある農地ですが、そこで、クリの木を多分、昔から植えていたんだと思うんです。恐らく枯れてしまったんだと思うんです。1mぐらいのところでチェーンソーが何かで切って、そのままにしている農地があるんですけれども、先程の講義の中で、下草がちゃんとなっていれば農地としては認められるのかということなんですけれども、去年のパトロールで、その辺がどうなのかなと判断に迷ったものですから。生産緑地なのか、納税猶予を受けているのか、今、分からないんですけれども。

○松澤次長 もう全然作っていないということですか。

○矢藤委員 そうですね。前農業委員の方が、農地パトロールのときに○、×、で評価する訳なんですけれども、全部×にしたと。そういう情報を聞いたので、実際に行ってみたら、やっぱりそういう状況だったと。そういう場合にどう農業委員として対処したらいいんだろうというのがよく分からなかったんです。

○松澤次長 一番難しいですね。例えば植木は、少し大きくなっても商品として扱うと言われれば、絶対売れないということはないと思うので、肥培管理をしていればいいということなんですけれども、それは、農地ではあるけれども、遊休農地ですよということになる可能性は高いでしょうね。農地パトロールの際に、農地の貸借についても検討いただくよう勧めることはできると思いますし。また、仮に納税猶予の適用を受けている場合であれば基本的に制度の対象とならないので、納税猶予が不適用になる可能性はあります。

○矢藤委員 分かりました。その辺は、事務局と相談しながら決めていくという形ですね。ありがとうございます。

○井出委員 今、NHKで「やさいの時間」というのがやっていますけれども、この間、あの番組の中で、全然耕さない、草だらけの農法をやっていました。あれはどうなんですか。

- 松澤次長 見ていないのでよくわかりませんが。
- 井出委員 そうですか。今、そういう農法が私の管轄でも1件あって、私はそういう農業をやっているんだとおっしゃるのです。
- 松澤次長 それが一番難しくて、東京でも、○○とか、そういうことを主張される方がいて、みな困っています。結局、周りから苦情が来たり、種が飛んできたりと農法というのは分かるのだけれども、最低限そういった管理はして下さいよというような話は、皆さんされています。
- 井出委員 番組の中では、草を刈って、マルチ代わりに使うということをやっていました。だから、刈ることは刈るみたいなんですけれども、でも、取るということはない。
- 松澤次長 何かを作っているのですか。
- 井出委員 もちろん野菜を作っている。だから、そういう農法をNHKがやっている訳です。農法か、趣味の農業かはあれですけれども、でも、最近、世田谷でもそうしたものがちょっと出ていますよね。だから、作物の方が埋もれちゃって、草の方が育っちゃっている。
- 長島委員 それはまずいね。
- 井出委員 だから、その辺の判断が難しいですよ。
- 松澤次長 難しいですね。それが今、一番頭が痛いです。これが自分の農法だと言って。
- 井出委員 それを主張されちゃうと。
- 松澤次長 そうなのです。それは全然解決に至らないのですよね。だからといって、生産していない訳でもないのに、非常に難しい話です。私どもも新規就農の相談が来ると、それだけはやめてくださいという話はするのですけれども、周りとの関係がやっぱり大事ですから。
- 高橋（光）委員 租税特別措置法というのは、どこが決めるんですか。
- 松澤次長 財務省です。
- 高橋（光）委員 財務省。
- 松澤次長 はい。その中で納税猶予だとか、時限措置とかは規定されています。例えば収用があって利子税を免除するというのは租税特別措置法の中であって、それは何年までですと期限が決められていると、そこで要望して、もう少し延長してくださいなどの要望をしないと、削除されてしまったりするので。
- 高橋（光）委員 反対が起きるであろうというときとか、例えば政党等の言い分があっ

ても、反対も世間には多いと。だから、特別措置法にすると。

○松澤次長 例えば相続税というのは、税収が毎年上がってきて、国の財政として2兆円ぐらいになってきているのですけれども、運営する財務省からすると、このまま増やしていこうと考えているのではないかと思います。そこで相続税を軽減してほしいと言ってもなかなか議論にならないので、租税特別措置法で時限的にでも対処してほしいという要望の手法が必要かと。

○高橋（光）委員 初めて聞いたんですけれども、2兆円なんですか。

○松澤次長 はい。

○高橋（光）委員 東京都の数字は出ていますよね。

○松澤次長 国は出ていますけれども、令和4年で2兆1000億円ぐらいです。

○高橋（光）委員 数字は日々、毎年毎年動いていますけれども、ちなみに東京都はどのぐらい？

○松澤次長 東京都は、ごめんなさい、今分らないです。

○高橋（光）委員 東京中央農協で使っている税理士の先生がよくその話をするんです。どこで調べるんですかと言うんですけれども。

○松澤次長 国の数字はホームページに出ていますけれども。

○高橋（光）委員 そうですか。

○松澤次長 はい。

○長島委員 ちょっとお願いなんですけれども、今年はすごく雨がなくて、草がすごいんです。自分、売上げ100万円を目標に今月はやったんですけれども、売り上げを優先すると草があってみっともないんですよ。そのとき、第三者が見て、草がすごいねと言われても、1人でやっている、売上げと草刈りの両立というのはちょっと難しいんです。そのとき、これは駄目だと言われたとき、どうすればいいでしょう。

○松澤次長 それはもう後からきれいにするという、そういう方はいっぱいいらっしゃいます。

○長島委員 駄目だって言われても、1人で一生懸命、これは限度なんです。もうこれ以上限度でやり切れないところになおかつ言われた場合……。

○松澤次長 そうですよ。

○長島委員 今年、草刈りは間に合わないという気持ちの人は、自分以外にも結構いるんです。

○松澤次長 いっぱいいらっしゃると思います。

○長島委員 草が多いと言うと、今年はもうしょうがないという感じで、みんな一生懸命やってきている人ばかりなんです。そういう人たちが草がすごいと言っているのに、それをパトロールしながら、草が多いよとかと言うのも、自分としては、一生懸命やっているのに、何でこんなことを言わなくちゃいけないとか、そういう葛藤もあるし、自分自身もそうだし。

○松澤次長 そういう意識がある人は時期を見てやってくれると思います。ちゃんと耕作しているわけですから。

○長島委員 では、そのような視点で見て大丈夫ですね。

○松澤次長 そうですね。後できれいにする。ただ、世田谷区さんとか、町の中は人の目があるので、何かそう言われると対応しなければならないことがどうしても出てきちゃうと思うのですけれども、実際は、法律上は不耕作でなければ。

○長島委員 多分、手が空いてきたらできると思いますけれども。

○松澤次長 では、そうしていただきますよう。

○穴戸会長 では、よろしいでしょうか。

いろいろとご意見、ありがとうございました。松澤次長様、大変貴重なお話をありがとうございました。

これをもちまして勉強会を終了とさせていただきます。本日は、誠にお疲れさまでございました。

(拍手)

○事務局 松澤次長、本当にありがとうございました。

○松澤次長 ありがとうございました。

○事務局 では、もう一度、盛大な拍手をもちましてお送りをさせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

(拍手)

〔松澤事務局次長 退室〕

○穴戸会長 本日は、長時間にわたりましてご参加いただきまして、大変ありがとうございます。ほかには何かございますか。

○事務局 事務局からはございません。

○穴戸会長 特にないようですので、本日予定の案件は全て終了いたしました。本日の農

業委員会の総会を終了とさせていただきます。

それでは、閉会の挨拶を浦野美枝子職務代理にお願いいたします。

○浦野会長職務代理者 (職務代理挨拶)

この議事録は、令和6年7月31日(水)開催の第12回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 穴戸幸男

以上、議事の経過並びにその結果を明確にするため、下記に署名する。

署名委員

署名委員